

ベトナム人労働者・技能実習生の海外派遣

中川 良一

ベトナムのインターネットニュースによると、2016年、海外に派遣したベトナム人労働者・技能実習生の数は12万6,000人です。上位の派遣先は、台湾6万8,000人、日本4万人、韓国8,500人等で、日本には、2015年に比べて47%増となっています。

このベトナム人労働者・技能実習生の海外派遣に関する同国の法的な規定について紹介します。

<労働者・技能実習生の海外派遣を巡るベトナムの関連法規>

2006年、ベトナム国会は「労働契約に基づくベトナム人労働者の海外派遣法」（以下、法律72号と略称します）を公布しました。これは海外労働者派遣に関して法的な基本根拠となっています。同法によれば、ベトナム人労働者を海外派遣するのは下記4つの形態として認められます。

- 1 「労働者海外派遣サービス会社」による派遣形態
- 2 ベトナムの企業が受注した海外工事を遂行するため、その会社が労働者を派遣する形態
- 3 技能取得をさせるため、自社の従業員を海外に派遣し実習させる形態
- 4 個人契約に基づき海外に就労する形態

現在、形態1が最も盛んとなっていますが、この派遣形態では、法的に次の2つの契約書を必要とします。

・労働者提供契約書

ベトナム側の派遣サービス会社と外国側（技能実習生受入側）との間で締結する契約書です。当該契約書をベトナム当局（労働傷病兵社会省の国外労働者管理局）の承認を得る必要があります。

・非派遣労働者と派遣会社との契約

各当事者の権利や責務を詳細に取り決めるものです。

<労働者海外派遣サービス会社についての規定>

派遣サービス会社は次の条件を満たさなければなりません。

- ・法定資本金は50億ベトナムドン（約2,600万円）もしくはそれ以上であること
- ・研修センター、海外におけるフォローアップチーム等を有すること
- ・海外派遣前に基礎研修を実施すること
 - ※基礎研修の項目及び項目別の取得単位数：ベトナム及び受入国の関連法規（12単位）、労働契約の内容（8単位）、労働規律・労働安全（8単位）、生活マナー（8単位）、受入国の文化習慣（4単位）等合計74単位
- ・派遣サービス会社は被派遣労働者に対し仲介料を徴収することが認められますが、派遣国により仲介料の上限が定められています。日本への派遣の場合、仲介料の上限は1,500USドルとなっています。派遣サービス会社が、次の違反をした場合、1.8億から2億ドン（約94～100万円）の高額な罰金を払わなければなりません。
- ・他社のライセンスを使って海外に労働者を派遣すること
- ・他社に対し労働者派遣役務ライセンスを使わせること

被派遣労働者（実習生）には次の違反を犯せば、8,000万～1億ドン（約42～52万円）の罰金が課されます。

- 契約終了後の違法滞在
- 契約実行中の無断逃亡
- 受入国に入国後の逃亡
- 違法滞在の勧誘

今後、ますますベトナム人労働者及び技能実習生の日本への派遣が増加すると思われませんが、その反面、近年では、派遣関連でのトラブルも急増しているそうです。

規定以上の仲介手数料の徴収や、多額な日本語研修費を請求するケース等、派遣サービスに関連する金銭的なトラブルが多いようであり、ベトナム政府も派遣サービス会社に対し、法規を厳守するよう管理体制を強化しているようです。